

パソコン

1. パソコンのおもな例



ノートパソコン



デスクトップパソコン
CRTディスプレイ
液晶ディスプレイ

※次の周辺機器はリサイクル対象品ではありませんので、ごみとして出してください。
プリンター、スキャナー、ワープロ専用機、携帯用モバイル、CD-ROM媒体、フロッピー など

2. パソコンの処分方法

■お手持ちのパソコンのメーカーにお問い合わせいただき、回収の申込みをしてください。

- パソコン本体にPCリサイクルマークが付いているものは、回収・再資源化費用が販売価格に含まれているので、排出時には、新たな費用負担はありません。PCリサイクルマークがないものは、排出時に回収・再資源化費用を負担する必要があります。



■回収するメーカーがないもの(自作パソコン、倒産メーカーのパソコン等)については、「パソコン3R推進協会」に申込みをしてください。(有料)

パソコン3R推進協会

URL <http://www.pc3r.jp/>

電話 03-5282-7685

FAX 03-3233-6091

不法投棄は犯罪です！

廃棄物をみだりに投棄すると
法律により罰せられます！



適正処理困難物

環境センターで処理できないごみ

1. 適正処理困難物のおもな例



バイク(部品も含む)、自動車(部品も含む)、瓦、タイヤ、バッテリー、消火器、塗料(ペンキ液体)、ドラム缶、各種ガスボンベ、廃油、土砂(泥)、ガーデニングの土、殺虫剤、温水器、レンガ、コンクリート、ブロック、鉄アレイ、焼却灰、動力ミシン、ピアノ、建築廃材、農機具、木製パレット、金庫(手提げ金庫を除く)、注射針などの医療系廃棄物、その他処理に支障のあるもの

2. 適正処理困難物の処分方法

■不要になった場合は、各販売店にお問い合わせいただくか、専門業者に処分依頼してください。建築廃材は増改築等の施工業者などで処分してもらってください。

